

固定資産税に関する届出等のお願い

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在の所有者に対して課税されます。令和7年中に土地や家屋の状況に次のような異動(変更)があった場合は、税務課へ年内に届出または申告をお願いします。

- ① 家屋(物置・車庫等を含む)の新築または増築
- ② 家屋の全部または一部の取り壊し
- ③ 法務局で登記していない家屋の相続、売買等による所有者変更
- ④ 家屋の全部または一部の用途変更 例:住宅を事務所・店舗にした場合など
- ⑤ 土地の用途(利用状況)の変更 例:住宅敷地の一部を貸駐車場にした場合など



※上記①～④の異動(変更)について、令和7年中(年内)に登記した場合は税務課への届出は不要です。
※実地調査等により課税されていない家屋が判明した場合は、遡って課税する場合があります。家屋の建築時に必ず届け出てください。

【家屋として認められる建物の要件】以下の3点すべてを満たしているもの

- ・屋根があり、3方以上壁等で囲われていること(外気分断性)
- ・基礎等で物理的に土地に定着していること(土地への定着性)
- ・居住、作業、貯蔵等に利用できる状態であること(用途性) 不動産登記規則第111条より

問合せ先 税務課 TEL 3 6 6・7 1 1 4

令和8年度 学童保育所(放課後児童クラブ)入所申込み

令和8年度から新たに学童保育所への入所を希望される場合は、申込みが必要です。入所についてご検討中やお悩み中の方も、受付期間内に各学童保育所へご相談ください。

長期休暇(夏休み等)のみの入所を希望される方の受付期間については、各学童保育所にお問い合わせください。

受付期間 11月17日～12月3日(土・日曜日・祝日除く) 午後3時～6時
※川越南学童保育所のみ土曜日 午前8時～午後4時も可

受付場所 入所希望の各学童保育所
※申込書類・各学童保育所の紹介資料等は、各学童保育所で配布。
町ホームページにも掲載しています。



問合わせ先

学区	学童保育所名	所在地	電話番号
北小学校区	川越北学童保育所日の本クラブ	豊田一色235番地1(つばめ児童館内)	3 6 5・2 6 5 0 ※入所に関しては、川越学童保育所日の本クラブ①(上記電話番号)までお問合せください。
	川越学童保育所日の本クラブ①	豊田一色350番地2	
	川越学童保育所日の本クラブ③	豊田一色64番地	
南小学校区	川越南学童保育所	高松197番地1(おひさま児童館内)	3 6 6・0 7 5 7
	川越第2学童保育所日の本クラブ②	豊田944番地1	3 6 5・0 5 8 0

Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練

地震や津波、武力攻撃などの発生時に備え、Jアラートによる情報伝達訓練を行います。防災行政無線(個別受信機を含む)から右のとおり放送されますので、当日は災害等とお間違えのないようにお願いします。

※延期または中止となる場合があります。予定された日程で実施できない場合に備えて予備日が設定されています。

11月12日(水) 午前11時頃
予備日12月3日(水)

上りチャイム音
「これは、Jアラートのテストです」×3
「こちらは広報かわごえです」
下りチャイム音

問合せ先 防災安全課 TEL 3 6 6・7 1 2 0

令和8年4月1日から役場庁舎窓口・電話の対応時間を変更します

行政運営や行政手続の効率化を進めるため、次のとおり役場庁舎の窓口と電話の対応時間を変更します。
なお、戸籍の届出や緊急対応は、窓口と電話の対応時間以外でも従来どおり行います。皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。

窓口と電話の対応時間 **【変更前】午前8時30分～午後5時15分**



令和8年4月1日から **【変更後】午前9時～午後4時30分**

対象施設 役場庁舎

※いきいきセンター・あいあいセンターは従来どおりの時間をご利用いただけます。

町では、窓口での滞在時間を短縮する「書かない窓口」や、窓口に行かなくても各種手続ができる「行かない窓口」など住民サービスや利便性の向上を目指していきます。

いつでもどこからでもできる
電子申請を利用してできる様々な手続き！



問合せ先 総務課 TEL 3 6 6・7 1 1 3

マイナンバーカードを使って、コンビニで証明書が取得できます



取得できる証明書

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
- ・戸籍謄本/抄本・戸籍の附票の写し
(本籍・住所ともに川越町にある方のみ)

以下は最新年度のみ

- ・町県民税の所得証明書
- ・(非)課税証明書
- ・納税証明書

利用に必要なもの マイナンバーカード

利用時間 午前6時30分～午後11時
詳しくはホームページをご確認ください



問合せ先 町民保険課 TEL 3 6 6・7 1 1 5

注 意！

以下の方は証明書が取得できない場合があります

- ・川越町に住民登録がない方
- ・15歳未満の方
- ・成年被後見人の方
- ・支援措置対象の方
- ・異動届を出されてすぐの方

